

# 愛知争議団の歴史と 現在の運動



愛知争議団の報告  
事務局長 植木日出男

# 愛知争議団連絡会議の結成の経過

## 1960年代に争議の増加により

1962年：東京争議団共闘会議の結成

1965年：大阪争議団共闘会議の結成

1965～1966年にかけて名古屋争議団共闘会議結成

（個別の争議対応が多く、自然消滅していった）

1969年：愛知争議団共闘会議として再結成の準備会

1970年：愛知争議団共闘会議の再結成、全県での運動が始まる  
連絡場所は、全港湾（地域の運動に移行していく）

1975年：中区争議団結成、栄総行動の基礎を作る

連絡場所は、全商業 関西精器分会

その後、地域別に争議団が結成される

1978年10月：現在の愛知争議団連絡会議が結成される。

1975年、中電の人権裁判提訴により愛知最大の労働争議が発生。この後の愛知の争議の広がりの中電争議団は、大きく寄与した。

# 過去の労働争議

発生日	解決日	争議名	内容
1964/6	1983/3	名古屋放送争議	組合員に対する昇格、賃金差別、不当降格不当解雇
1965/7	1981/1	CBC争議	元組合役員に対する昇格、賃金差別
1966/1	1977/1	全港湾 解雇撤回争議	全港湾名古屋支部全検分会執行部が政治スト指導で解雇
1966/10	1979/12	竹本油脂争議	不当解雇
1967/4	1980/4	全損保・同和火災職業病認定保障	狩野さんに対する職業病認定保障
1969/1	1982/12	全金・日本IBM争議	組合員に対する昇格、賃金差別
1970/11	1979/12	愛知同盟・不当解雇争議	丸山さんに対する不当配転
1972/8	1987/3	旭精機・人権裁判	職場活動家に対する仕事・賃金・昇格差別不当解雇
1972/9	1988/10	大隈鉄工争議団	不況を口実にした不当解雇及び活動家を狙った謀略解雇
1973/4	1983/11	全愛知金属・トヨタカローラ争議	大平さんへの不当解雇
1973/4	1980/12	三晃労組争議	不当配転
1973/8	1980/2	THK・不当解雇配転	石丸さんに対する不当配転
1974/4	1990/12	全商業労組・山下分会争議	組合つぶしを狙った企業閉鎖による全員解雇
1974/6	1980/7	日立・旭工場争議	組合役選に出たことによる、黍原さんへの不当配転
1975/3	1980/4	全商業労組・関西精器分会争議	組合つぶしを狙った偽装倒産
1975/5	1997/11	中部電力・人権裁判	職場活動家に対する思想差別・人権侵害
1976/5	1982/3	全国一般・名古屋ダイハツ争議	組合員に対する昇格、賃金差別
1976/6	1982/3	全国一般・日本アクリル争議	会社による組合事務所移転要求

発生日	解決日	争議名	内容
1976/12	1995/6	総選挙弾圧・たちばな事件	個人演説会を誘ったことによる不当逮捕・起訴
1977/10	1980/9	コーワ・不当解雇配転	佐々木さんに対する不当配転
1978/3	1980/4	京都証券争議	企業閉鎖による全員解雇
1978/4	1990/2	全港湾・栃木合同争議	企業内組合から全港湾に変わったことによる不当解雇
1978/6	1981/3	全商業労組・二葉分会争議	堀さんの配転拒否を口実に不当解雇
1978/8	1981/3	丸紅争議	吉田さんに対する賃金昇格差別及び不当配転
1978/9	1980/10	日音労・白菊分会争議	バンドマンと労使関係はないと団交拒否
1979/3	1990/5	建設一般・銭高組争議	組合員に対する仕事・賃金差別
1980/5	1992/4	全国一般・明治屋争議	組合員に対する昇格、賃金差別及び団交拒否
1981/9	1995/9	運輸一般・ブラザー陸運争議	組合員に対する不当差別
1982/2	1985/5	全国一般・六法出版争議	組合員に対し、不当配転を拒否したことを口実に不当解雇
1982/3	1991/11	全国一般・ナトコ労組争議	組合員に対し、不当配転を拒否したことを口実に不当解雇
1986/12	1991/11	東海銀行裁判	職場活動家に対する昇格、賃金差別
1990/4	2010/6	JR採用差別争議	JR民営化に伴い、意図的な組合差別により1047名が解雇
1990/8	1999/12	全動労・東海地本 争議	55歳年齢差別、未払い
1991/3	1994/11	運輸一般・アサノ分会争議	組合に対する不当労働行為
1991/10	1994/7	全港湾 除名撤回争議	全港湾名古屋支部が宇井労連に入ったことによる除名
1992/10	2000/9	日立賃金差別争議	組合活動をした労働者に対する昇格、賃金差別
1994/2	1996/4	愛治病院争議	組合を作ったことによる解雇
1995/12	2006/3	岡谷鋼機女性差別裁判	女性に対する昇格、賃金差別

発生日	解決日	争議名	内容
1997/7	2005/12	丸一展装分会争議	企業閉鎖
1998/1	1998/10	JMIU・アクロス分会	不当配転、解雇
1998/1	1999/1	銀産労・中京セキュリティー争議	65歳までの継続雇用
1999/1	2000/4	建交労・第2菱名分会争議	企業閉鎖・全員解雇
1999/1	2003/5	全港湾ダイコー分会	不当解雇
1999/3	2001/12	建交労近鉄物流支部・山宗 争議	不当解雇
2000/2	2002/8	建交労・丸八商運分会	組合差別(賃金カット)
2000/3	2001/7	ニチメン争議	名古屋支社閉鎖、女性労働者転籍強要
2000/7	2005/11	第三銀行賃金差別争議	従業員の反対を押し切って中高年・女性差別賃金制度を実施
2000/7	2002/5	全印総連・ほるぷ労組 争議	再建闘争
2000/10	2007/10	中部電力・過労死裁判	藤田さんの過労死裁判
2001/5	2002/12	建交労・萱津運輸	組合を作ったことによる企業閉鎖
2002/3	2008/10	トヨタ過労死裁判	トヨタ自動車に勤務していた内野さんが作業中に死亡
2002/5	2012/9	刈谷市職員過労死裁判	刈谷美術館の倉田さんが過酷な勤務環境のため死亡
2002/6	2002/11	昭窯生コン争議	企業閉鎖、解雇通告
2002/6	2004/4	日本オリーブ争議	不当解雇
2002/9	2005/8	通信労組・愛知支部 争議	NTTリストラに伴う人権無視のみせしめ配転
2002/9	2005/8	NTT・異職種・広域配転	全国的に配転
2003/4	2007/1	石播愛知の人権裁判	ZC(ゼロコミュニスト)計画に基づく思想差別、女性差別
2003/7	2011/12	ソフトバンク過労死裁判	携帯電話の開局の多忙とパワハラにより自死

発生日	解決日	争議名	内容
2003/7	2007/2	スミケイ運輸親交労組組合争議	労働組合事務所貸与問題
2004/8	2005/12	ローカルユニオン・ゆたか分会争議	組合員に対する不当労働行為
2004/10	2005/11	オークローンマーケティング	会社の一方的な降格と賃金引下げ
2005/10	2011/7	マツヤデンキ	障がい者である小池さんの過労死
2006/5	2009/11	武田機工争議	不当出向
2006/5	2008/10	ATU・デンソー裁判	トヨタ自動車に出向時、過労うつ病発症
2006/7	2007/3	西部ポリマ化成争議	退職金の不当減額
2006/8	2007/6	御幸倉庫争議	雇用契約違反
2007/5	2013/6	南医療生協争議	理事側から、一方的な成果主義賃金変更
2007/6	2016/4	市バス運転手公務災害	パワハラによる自死
2007/9	2008/3	JMIU・ティムス分会争議	組合結成による組合攻撃
2008/3	2010/10	紅久商店争議	賃金差別、不利益処遇
2008/9	2010/1	非常勤講師組合・大同工業大学	ペンネーム勤務を訊ねたことによる採用拒否
2008/11	2012/2	堀（豊田市役所）公務災害認定	課長の堀さんがパワハラと過酷な職場環境のため自死
2008/12	2015/2	鳥居公務災害認定争議	学校で倒れた鳥居先生の公務災害の認定
2009/1	2012/3	（株）ダイセキ	パワハラの申し立てに対し解雇
2009/2	2011/12	日総工産	派遣会社大手の時間外未払い
2009/3	2010/6	中部電力・アスベスト労災争議	アスベスト労働災害に対する謝罪と慰謝料
2009/6	2011/4	飯田女子短期大学	退職強要、解雇
2009/7	2011/10	ATU・（株）ジェイテクト	病気が回復し、就業を求めたら解雇

発生日	解決日	争議名	内容
2009/8	2010/2	(株)S&W争議	不当解雇
2010/6	2016/6	新日鉄人権裁判・障がい者差別	新日鉄における障害者差別、思想差別争議
2010/7	2014/12	ともにあゆむ裁判・南医療生協	過酷な勤務でうつ病を発症、安全配慮義務違反
2010/7	2015/10	非常勤講師組合・金城学園大学	大学からの雇い止め
2010/8	2016/6	新日鉄人権裁判・思想差別	新日鉄における障害者差別、思想差別争議
2011/4	2015/12	非常勤講師組合・名城大学	大学からの一方的な減コマ(減収)
2011/8	2015/4	アイシン機工・労災認定裁判	吉田さんの労災認定
2012/2	2014/3	TS運送残業未払い	過剰な長時間労働により、うつ病発生
2012/10	2016/9	デンソー・高比良裁判	労災に対する安全配慮義務違反
2012/12	2015/2	東陽テクニカ 争議	パワハラによる精神疾患、退職強要
2013/3	2014/11	杉山事務所復職拒否裁判	病気治療後、復職可能の診断書を拒否、その後不当配転、解雇
2014/2	2018/12	社保庁不当解雇撤回闘争	社保庁の廃止による分限免職取消裁判
2014/4	2017/8	全港湾 協和陸運不当解雇撤回闘争	全港湾労働組合に加入したことから解雇
2015年	2019/12	ゆうゆう労組 フィール支部	賃金不払い及び賃金減額裁判

# 現在の労働争議

## 明治乳業争議

明治乳業は、インフォーマル組織を結成し、「赤組か、白組か」の集団帰属の踏み絵を実施し、徹底した差別・いじめを40年以上も続けていました。

都労委で闘う全国事件を軸に、各工場を代表する個別立証で、不当労働行為や人権侵害の事実が証言され、本社指示のもとで組織的・系統的に行われていたことが鮮明になっています。しかし、6年余りの審査を経て2011年に結審した全国事件は、2013年7月の都労委にて不当命令が出されました。また、中労委でも2017年2月に却下となりましたが、付言で差別については全て認めました。明乳争議団は「司法における話し合い解決」を求めて裁判に提訴、現在高裁にて審議されています。また、裁判と並行して不祥事を追及する中で、社会的な包囲で早期解決を目指して運動を広げています。



# 大迫正人さん 労災認定

大迫正人さんは、「やまぜんホームズ」の現場監督でした。大迫さんは3人の現場監督で120軒余の住宅建設を受持ち、三重・愛知・岐阜の現場をまわりながら、多忙を極めていました。その上、上司からのパワハラを受けて、精神的な負担は過重な状況になっていました。そのため、うつ病が進み自死する最悪の事態となりました。

しかし、四日市労基署はやまぜんホームズの労働実態を調べることなく、労災認定を認めませんでした。その後、三重労働局に不服審査請求を行いました。認められませんでした。大迫さんは中央に再審査を提出し、その後、地裁に提訴して闘いを進めています。

現在、医師による「うつ病」の意見書を裁判所に出す中で、健康センターや国民救援会の支援を受けながら署名を中心に労災認定を求める運動を進めています。



# 名古屋市バス運転士損害賠償裁判

名古屋市営バス運転手山田明さんは、身に覚えのない社内転倒事故の当事者として警察に出頭させられ事情聴取を受けた後、上司に「自分はまったく覚えもなく正直納得できない」とメールを送信した翌日、焼身自殺を図り翌日亡くなりました。

交通局は、社内転倒事故の件や、山田さんにパワハラを行っていた事実について、ご遺族にはすべて隠匿していました。

ご遺族は、昨年高裁にて労災を認めさせる勝利判決を勝ち取りました。

しかし、名古屋市は謝罪せず、対策も講じませんでした。山田さんは、名古屋市に対して損害賠償を求めて提訴しています。



# 第一交通労働組合 不当労働行為闘争

「第一交通」は、名古屋のタクシー会社を吸収時に、既存の労働組合を全て解散させて、一方的な労働条件を押し付けてきました。その内容は、最低賃金無視、時間外労働・深夜残業手当を払わない異常なものでした。

そのような労働条件を変えようと2013年6月に「第一交通労働組合」を結成して団体交渉を実施してきましたが、会社は団体交渉に対して誠実に対応せず、組合に対する不当労働行為を繰り返し実施しています。

組合は会社の横暴に屈することなく、団体交渉だけでなく「未払い賃金訴訟」で名古屋地裁、「不当労働行為」で県労委と闘ってきましたが、10月25日に「棄却」という不当命令が出されました。この命令は会社の不当労働行為の実態に目をつぶり会社を擁護するものであり、愛知の労働委員会の異常さを浮き出すものとなりました。原告は中労委に申し立てています。



# 中部電力新入社員労災認定裁判

2010年4月、中部電力に入社した鈴木陽介さんは、中部電力三重支店に配属されて勤務していました。

入社後の業務は、工場など大口契約顧客の省エネ提案や熱源の電化を提案する電力の需要開拓業務でした。中部電力では、新入社員に対しては業務習得のための「実務教育」がそれぞれの職場で行われてきましたが、鈴木さんに対しては、ほとんど行われないうちに主担当という責任を持つ立場にされていました。しかも、課長から日常的に罵声を浴びるパワハラを受けていたのです。

そのため、鈴木さんは精神障害を発症させ自死に追い込まれてしまいました。

鈴木さんのお母さんは、会社で何があったのか、陽介を死に追いやったのは何かを明らかにしたいと、労災認定請求しましたが、採用されなかったため、裁判を提訴しました。



# ティーエヌ製作所労災認定裁判

トヨタの下請けの(株)ティーエヌ製作所で成形段取りマンとして勤務していた岩永さんは、成形機の段取り作業中に取出し機から突き出してきたチャック板と成形機の間で左画面を挟まれ負傷し、「左眼球破裂」と診断されました。しかし、転院が遅れていた為に左目の視力が無くなっていました。その上、右目の視力も低下しましたが、監督署長の権限で治療認定をされてしまいました。しかし岩永さんは、目の負傷と事故の後遺症で「心因反応、うつ病」を発症、労災認定をしましたが否認されたため名古屋地裁に提訴し、来年にも証人尋問が開催される見込みです。



# トヨタ社員過労死認定裁判



トヨタ自動車の駆動部品関連の生産技術者だったKさんは、リーマンショック直後から人減らし・残業禁止という条件下で、プリウス関連設備の自動化と中国工場の設備改造という過重な業務と上司のパワハラにより自死に追い込まれました。しかし、労災と認められず裁判に提訴としました。

裁判ではトヨタの秘密主義が大きな壁となっています。

# 名古屋カトリック学園 雇い止め裁判

学校法人名古屋カトリック学園は愛知県下の8ヶ園の幼稚園を運営している学園であり、その中で園長の懲戒解雇無効、労働上地位確認判決後に就業規則の1年ごとの雇用契約、4年を超えないことを理由に無期転換ルール直前に雇い止めとなる。  
現在「地位確認請求」を求めて提訴中。



## 服部国際特許事務所争議

服部国際特許事務所に務めていたAさんは、留学や海外勤務で培ったスキルや英語力を生かして働いてきましたが、経営者の執拗なパワハラを受けて退職に追いやられてしまいました。

パワハラは、日常的な業務を問題視して「始末書」の強要や緊急性のない残業の強要、グループでの仕事における仲間外しや理由のない叱責などの人権侵害です。また、賞与にたいしても「1円」支給という異常な嫌がらせを行ってきました。

# ADVANCE未払い賃金裁判

佐川急便の配達業務を請け負っているADVANCEは、月40万の収入があるとの宣伝で人を集めています。

しかし、ADVANCEは社員契約ではなく請負契約にして車を購入させ、実質的な命令権を持ちながら最低賃金以下の賃金で働かせているのです。そのため、労働者性を争う裁判を起こして、未払い賃金を請求しています。



## 南医療生協労働組合 不当労働行為

南医療生協は、「良い医療をめざす」民主的な医療組織として発足しましたが、利益優先の考え方を持った理事会に代わってから、労働条件の引き下げと執拗な労働組合への攻撃を行ってきました。そのため、過去に二度「不当労働行為」申し立てを県労委に対して行っています。このような状況の中、組合と締結した労働協約に対して一方的に解約通知を行ってきたことに対する「不当労働行為救済命令」申し立てを行いました。



# 争議に対する支援組合の状況

**1946年:全日本産業別労働組合会議(産別会議)結成**

**1950年:日本労働組合総評議会(総評)結成**

**1956年:中立労働組合連絡会議(中立労連)を結成**

**1964年:全日本労働総同盟(同盟)を結成**

**1974年:統一戦線促進労働組合懇談会(統一労組懇)結成**

**1982年:全日本民間労働組合協議会(全民労協)結成。**

**1987年:全日本民間労働組合連合会(全民労連、旧「連合」)**

**1989年:日本労働組合総連合会(「連合」)結成**

**1989年:全国労働組合総連合(全労連)を結成**

**1989年:全国労働組合連絡協議会(全労協)を結成**

# 日本の組合の特徴

日本の組合の特徴は、圧倒的に企業内組合が多い。  
このように企業内組合中心の国は、日本と韓国のみである。

なぜ企業内組合中心なのか。

1920年、経営団体代表の「英米訪問実業団」が、当時のアメリカのカンパニーユニオン(企業内組合)を学んで右翼的組合幹部を育成、日本に企業内組合を定着させた。

戦後も、このような組合育成を経営側は一貫して行ってきたため、企業内組合中心となっている。

このため、企業内組合の弱点として、企業中心の考え方になりやすく、地域を含む連帯が弱いところがある。

## 時代による争議の特徴

**1960年代～1990年：組合活動家の解雇闘争が多い**

**最大の組合、総評の中には、60年安保闘争、三池争議支援、70年安保闘争を闘った組合も健在であったため、争議に対して理解のある組合幹部が多かった。**

**1989年～：連合愛知結成により、争議のある組合を除き**

**活動家に対する争議支援をしなくなった為、愛知では、愛労連、全労協、地域ユニオンと個人の闘いが中心となった。そのため、組織的宣伝・支援は小さくなっている。**

# 現状の問題点

## 1.労働組合の衰退

- 支援する組織の結成

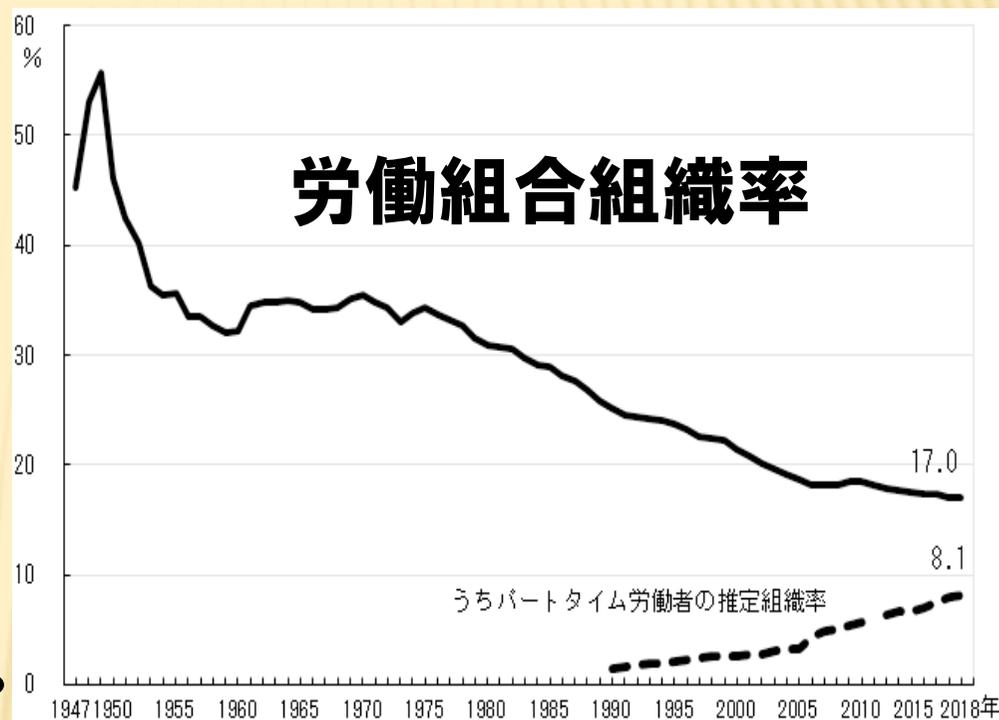
(個人、団体)

個人争議が多く、対応できる  
組合・ユニオンが小さいため、  
経済的にも厳しい状況がある。

- 闘いを組合の力に

争議は、組合を強くします。組合員1人1人の意識向上が図れます。

むしろ闘いを避けることが、組合の求心力を低下させるのです。



## 2.裁判所

### \* 傍聴等の取り組み

裁判長は多くの案件を抱えており、機械的な対応をさせないために、証人尋問・結審など重要な節目で傍聴活動を大きく広げ、公正な判決を勝ち取ることが大切です。

### \* 裁判官に対する運動

審問の進捗状況に応じた署名、はがき、要請書、上申書の取り組みで裁判に波を作る必要があります。過去の教訓を生かして、幅広い運動を進めることで、裁判官に対してアピールする必要があります。また、運動を取り組むときは目標きちんと上げて取り組みましょう。

### \* 裁判の進行に応じた運動

裁判の進行に応じて、地域及び企業前等、効果的な宣伝も必要です。また、会社内に入る宣伝が必要です。社員に対するわかりやすい宣伝を検討しましょう。会社が一番嫌うのは、職場に争議が広がることです。これは、裁判の和解に大きな影響が出ます。

# 現状の問題点(争議団)

## \* 原告、争議団が主人公となっているか

争議の主体は原告、争議団です。自分の意見を明確に示す必要があります。しかし、多くの人の意見を聞きながら、現実的に争議を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

## \* 支援組織の確立ができていますか

支援する会の結成をして、運動の広がりを作ることが必要です。つながりを生かして広範な運動を目指す必要があります。

## \* モベヒの団結をしているか

戦前からの運動の原則である、支援組織、弁護士、被告(原告)の団結が必要です。しかし、それは一般的な形だけのものではありません。本音の議論を行う必要もあります。議論して団結が原則です。

## \* 連帯の広がりができていますか

他の争議団と運動との相互協力を積極的にする必要があります。他の集会／行動への積極的な参加が争議支援の前進に大きな力を発揮します。法廷だけでなく、日常の運動協力が必要です。

## \* 総行動など外部の運動を活用できているか

栄総行動、港総行動、トヨタ総行動、争議総行動などがありますが、総行動を活用する必要があります。しかし、総行動は人任せではなく自ら主体的に参加する必要があります。

## \* マスコミを活用できているか

マスコミの活用は必要です。裁判提訴時、判決時等、記者会見を検討しましょう。そのためには、マスコミが理解しやすい内容でまとめておく必要があります。

## \* 新しい宣伝方法と判りやすい宣伝を考えているか

インターネット等、新しい宣伝が活用が必要です。

杉山事務所復職拒否事件、「ともにあゆむ裁判」ではインターネット、ブログが大きな効果を生みました。今後、インターネット、ホームページ、ブログ等の効果的な活用が必要です。

また、宣伝内容は、多くの人に理解されることが大切です。

裁判の内容を一言で判るようなキャッチフレーズが必要です。

ビラ、宣伝物は、初めての人でも大体の内容がわかるようにしましょう。ビラ配布にティッシュの利用が有効です。

# 資本と闘う12カ条

(中電人権闘争の教訓)

1. 要求が多くの人々を動かすとき、それは巨大な流れをつくる
2. モータを職場におき、ベルトを法廷にかける
3. 初心を忘れるな、迷ったら原点にかえれ
4. 厳しくても明るく楽しく団結して闘おう
5. 右にゆれ、左にゆれつつも、船はすすむ
6. 波をおこして波に乗れ
7. 「支援するのが当たり前」  
「支援されて当たり前」ではない
8. たたかいは文化を生み、文化はたたかいを豊かにする
9. どれほど巨大な企業でも、必ずアキレス腱がある
10. とびらに門は、弱さのあらわれ
11. 争議団、弁護団、支援共闘は三本の矢
12. 裁判官をゆり動かす 条理、情熱、誠意